

県大教職員組合ニュース 第77号

2015 (第7号) 2016年3月25日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会

Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

給与規程等の一部改正案 組合合意

◎差額分支給 今月末予定！！

平成28年3月15日、組合執行部では、「静岡県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について」に関する意見書についての合意書を提出しました。

これにより、今月末に平成27年4月以降からの差額分が支給されることとなります。(詳細は、第76号参照) 又、「静岡県公立大学法人における夏季一斉休業について」も合意しました。(別紙、意見書参照)

◎36協定について

例年、今の次期、労働基準法第36条による協定書を、谷田事業所、小鹿事業所ごとに組合と法人が締結します。

その際、教職員の組合加入率が、過半数以上を維持していることが必要になります。**今日現在、本学組合への加入率は下記の表で示す通り、55%となっております。**

未加入の先生方、是非組合への加入よろしく申し上げます。

(2016年3月25日現在)

	職員数 (有期職員等)	組合員数
谷田キャンパス	320 (67)	174
小鹿キャンパス	110 (23)	63
計	430 (90)	237

平成28年3月15日

静岡県公立大学法人
理事長 本庶 佑 様

静岡県公立大学教職員組合
執行委員長 佐々木隆志

「静岡県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について」に関する意見書

標記の件につきまして、平成28年2月29日（月）の団体交渉にて、理事会より改定案が提出されました。改定案には再考の余地は十分あると思われませんが、社会経済状況を踏まえて慎重に実施いただくことを前提として、組合執行部は、以下の通り意見書を提出します。

記

1. 静岡県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について
 - (1) 静岡県公立大学法人職員給与規程（一部改正）・・・・・・・・・・【合意】
 - (2) 静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則（一部改正）・・・・・・・・【合意】
 - (3) 静岡県公立大学法人初任給調整手当に関する細則（一部改正）・・・・【合意】
 - (4) 静岡県公立大学法人単身赴任手当に関する細則（一部改正）・・・・【合意】

2. 「静岡県公立大学法人における夏季一斉休業について」
 - (1) 静岡県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
（一部改正）・・・・・・・・・・【合意】
 - (2) 静岡県公立大学法人有期雇用職員就業規則（一部改正）・・・・・・・・【合意】

以上